

化学技術アドバイザー会規定

1. 目的

化学技術アドバイザー会（以下キンカCAという）は、一般社団法人近畿化学協会（以下近化という）会員の高度な知識および技術を活用することにより、化学の発展に寄与し、また社会および会員企業の発展に貢献することを目的とする。

2. 役員

本会は、代表1名、副代表若干名を置く。代表、副代表はキンカCA会員の互選により選出し、その任期は2年とし、再任を妨げない。

また、運営実務を担当する事務局をおき、事務局員は代表が任命する。

研究会を設定した場合はその研究会主査を代表が委嘱する。

役員会は、代表、副代表、事務局、研究会主査および技術相談主査によって構成し、年2回以上開催し、会の運営に当たる。役員会を持ち回りで代替することが出来る。

3. 年次大会

年1回、年次大会を開催し、年次大会において役員の改選および重要事項の決定を行う。

4. 運営

1) 事務局は対外折衝の窓口を担当し、またキンカCAの行事の実務を担当する。

2) 以下の項目については、役員会の承認を必要とする。

イ) キンカCA、またはそれに属するグループが第三者と提携業務を行うとき。

ロ) キンカCAが主催する講演会、セミナー、出版を計画するとき。

ハ) キンカCAの内部に研究会等のグループの設置を行うとき。

ニ) 規約、規定の作成と改正を行うとき。

ホ) 年次大会に提出する議案書（あるいは書類）。

5. 化学技術アドバイザー会会員（以下会員という）。

1) 自己申告により役員会の承認を得て登録され会員となる。ただし、近化個人会員であることを必要条件とする。

2) 会員は登録時に登録料3,000円を納入し、年度毎に年会費2,000円を納入する。

3) 会員は専門とする分野を具体的に登録し、アドバイザー活動に資する。

4) 会員は本規定の趣旨に従い、会より要望のある場合は誠意を持って要望事項の処理に当たる。

5) 会員は「一般社団法人近畿化学協会化学技術アドバイザー」の肩書きを用いることができる。

6) 会員の情報交換の場として、指定の日に集会の場を置き、キンカCAの活動状況等についての情報を提供する。

6. その他

本規定に定めなき事項については、一般社団法人近畿化学協会の部会規定を準用し、運用についてはその都度協議する。

附則

1. この規定は、一般社団法人近畿化学協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（平成24年3月22日 第169回理事会決議 制定）

（平成25年6月3日 CA役員会にて改訂）